

国際学会等での研究報告を行う会員に対する経費助成の追加募集

2013年の第33回会員総会で承認された内規により、海外で開催される国際学会等で研究報告を行う会員に対する経費助成の追加募集を行います。2017年の第37回会員総会で対象者の資格が緩和されました。

これは、「年齢満50歳未満、または大学院生および博士学位取得あるいは博士課程単位取得退学から5年以内」の当学会会員のうちで、国際学会等での研究報告を行う予定の人に対し、審査のうえ、一人20万円を限度として経費の助成金を学会から交付するものです。ただし、学会財政の節減を考慮します。また、出張予算を有しない大学院生や期限付きポスト教員・研究員を優先させたいと考えています。

下記のとおり2018年度、国際学会等での研究報告を予定する会員への助成を行います。

◇募集の締め切りは、2018年9月15日（土）必着とします。

応募される会員は、下記の各点を確認され、必要な書類および別紙の申請書を、期限までに助成担当（日本中小企業学会若手対策・国際交流担当 駒形哲哉 jasbs.kenkyujosei@gmail.com）宛に電子メール（添付ファイル）にてお送りください。

- (1) 申請書
- (2) 履歴書（現職の地位が常勤か非常勤かを明記）および業績書（過去3年間の公刊論文・著書および学会報告）
- (3) 当該国際学会等からの採択通知（メールのコピー可）
- (4) 採択された報告の要旨またはフルペーパー
- (5) 大学院生は、本学会会員（大学院生を除く）1名の推薦書

*助成を受けた会員は、その学会報告後3か月以内に、学会論集に掲載する「国際学会研究発表報告」を学会本部に提出することが義務となります。

なお、昨年度に助成を受けた会員は、今回の助成対象にはなりません。

国際学会等での研究発表助成に関する詳しい規程、また実施細則については、公式ホームページにてご確認ください。

<http://www.jasbs.jp/>

- ・日本中小企業学会
「国際学会で中小企業に関する研究報告を行う本学会員に対する経費助成に関する内規」
- ・日本中小企業学会
「国際学会報告助成事業実施細則（修正版）」